

平成26年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

平成26年9月

豊島区教育委員会

目 次

I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1	はじめに	1
2	実施方法	1
3	評価の概要	2

II 点検・評価の結果一覧

点検・評価の結果一覧	5
------------------	---

III 点検・評価の結果

1	安全・安心な学校づくりの推進	
①	hyper-QU	6
②	がんに関する教育	7
③	教育研究校（防災教育）	8
	学校視察評価（千川中学校）	9
	安全・安心な学校づくりの推進（総合評価）	10
2	特別な支援を必要とする子どものための施策	
①	教育相談・就学相談等相談体制の充実	12
②	スクールソーシャルワーカーの配置	13
③	特別支援教育の充実	14
④	外国籍、帰国児童生徒への支援事業	15
	特別な支援を必要とする子どものための施策（総合評価）	16
3	学校施設環境改善交付金	18

IV. 資料等

教育に関する事務の点検・評価実施要綱	20
教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱	21

I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1 はじめに

平成20年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定に基づき、各地方公共団体の教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について教育に関し学識経験を有する者の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされている。

豊島区教育委員会では、この法律の規定に基づき、本年度も教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価（以下、「点検・評価」という。）を実施した。

(参考)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 実施方法

教育ビジョン2010の施策を構成する各事務事業について、ヒアリング及び事業の視察を実施した。

また、評価施策に係る学校の取組みを視察するとともに学校長へのヒアリングを実施し、評価の参考とした。

3 評価の概要

1 委員会の設置

(1) 目的

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会を設置する。

なお、本委員会は、豊島区附属機関設置に関する条例（平成26年7月7日公布）により、教育委員会の附属機関に位置付けられた。

(2) 委員（3名）

職	氏名	区分	略歴
委員長	飯塚 峻	学校経営経験者	元東海大学教授、元千代田区立一橋中学校長、元東京都教育庁指導部中学校指導課長
委員 (職務代理)	壺内 明	学識経験者	聖徳大学児童学部教授、前港区立御成門中学校長、元江東区立深川第三中学校長、元足立区教育委員会指導室長
委員	和田 健男	区民	自営業、保護司、元豊島区立小学校PTA 連合会会長

2 評価対象

豊島区教育委員会が評価対象として指定した教育ビジョン 2010 の2施策に基づく事務事業の執行と施策に関連する学校の取組みの状況とを合わせて、施策の推進に有効に機能しているか点検・評価した。

また、学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき、学校施設環境改善交付金に係る事業についても評価対象とした。

施策	施策を構成する事業
(1) 安全・安心な学校づくりに関する施策	① hyper-QU ② がんに関する教育 ③ 教育研究校（防災教育）
(2) 特別な支援を必要とする子どものための施策	① 教育相談・就学相談等相談体制の充実 ② スクールソーシャルワーカーの配置 ③ 特別支援教育の充実 ④ 外国籍、帰国児童生徒への支援事業
(3) 学校施設環境改善交付金	

3 評価の視点

事業分析シートでは、施策を構成する教育委員会の各事業について、下表の効率性と有効性の視点から評価する。

総合評価シートでは、事業分析シートで評価した各事業と学校での取組みが施策の推進に寄与しているかという視点で、総合的に有効性を評価する。

また、学校施設環境改善付金に係る事業の評価については、事業分析シートを用いて、学校施設環境の機能の向上という視点から効率性・有効性を評価する。

	効率性	有効性
事業分析シート	実施方法は効率的か コストは適正か	施策を構成する各事業と学校での取組みが施策の推進に寄与しているか
総合評価シート	—	施策の目的達成に有効に機能しているか
事業分析シート (学校施設環境改善交付金)	実施方法は効率的か コストは適正か	学校施設環境の機能が向上したか

事業分析シート及び総合評価シートの効率性と有効性は、3段階で評価する

評 価
A : 高い B : 適正 C : 低い

4 委員会開催状況

回数	開催日	場 所	審 議 内 容
第1回	6月26日(木)	教育委員会室	○ 平成24年度点検・評価後の 取組状況報告 ○ 平成25年度点検・評価の概要 説明 ○ 評価対象の選定について ○ 学校視察の実施について
第2回	7月17日(水)	千川中学校	○ 学校視察
第3回	7月24日(木)	OA研修室	○ 外部評価審議(その1)
第4回	8月 6日(水)	教育委員会室	○ 外部評価審議(その2)
第5回	8月20日(水)	豊島公会堂	○ としま教育フォーラム視察
第6回	8月28日(木)	教育委員会室	○ 外部評価のまとめ

5 外部評価の公表

ホームページ等に掲載し、区民への周知を図る。

区議会第3回定例会 子ども文教委員会(9月29日)に評価の結果を報告する。

II 点検・評価の結果一覧

施 策	総合 評価	施策を構成する事業	効率性	有効性
安全・安心な学校づくりに関する施策	A	① hyper-QU	A	A
		② がんに関する教育	A	A
		③ 教育研究校 (防災教育)	A	A
特別な支援を必要とする子どものための施策	A	① 教育相談・就学相談等 相談体制の充実	A	A
		② スクールソーシャル ワーカーの配置	A	A
		③ 特別支援教育の充実	A	A
		④ 外国籍、帰国児童生徒 への支援事業	A	A
学校施設環境改善交付金			A	A

Ⅲ 点検・評価の結果

事業分析シート

施策名	安全・安心な学校づくり
-----	-------------

事業名 **hyper-QU** (単位:千円)

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校について科学的なデータに基づく指導を可能にする。 ・児童・生徒の日常生活の行動をデータに基づいて分析し、個々の特性や心情面、学級集団の実態、教師の指導をどのようにとらえているかを把握し、校内での人間関係づくりに役立てる。
----	---

手法	<ul style="list-style-type: none"> ・心理検査「hyper-QU」(図書文化)を使用する。 ・区立小学校 5・6年生、中学校 全学年を対象に6月中旬から7月中旬に実施。 ・結果返却後、各学校で結果分析を実施し、指導や対応方法について校内で共有する。 ・活用研修会の実施。(副校長・主幹教諭・区小研研究会)
----	---

	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H25)	2,227	0	2,227
決算 (H25)	2,199	0	2,199

所要人員 (正規)	0.1	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H25	終了時期	
根拠法令等	豊島区教育ビジョン2010		法律による義務付け			必要性	

指標	各学校における個人や学級集団に対して組織的・計画的な対応。
----	-------------------------------

達成度	全校実施及び結果の活用
-----	-------------

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率的か コストは適正か	A	児童・生徒ひとりあたり単価420円で、学校生活意欲尺度、学級満足度尺度、ソーシャルスキル尺度による調査結果を詳細に分析した結果がアウトプットされる。教師はそれらを活用して対応策を検討したり、児童生徒理解を深めることができる。
有効性 施策の目的達成に 有効か	A	アウトプットされた帳票を基に担任が活用することに留まらず、学年横断的に、また専科の教員も交えて複数の教職員と意見交換することで、より問題の実態に迫ることができたり、具体的な対応策を見つけ出すことができる。 子どもたちにも調査結果を意識させながら、学級討論を行うとより有効な活用ができる。 各学校で調査結果を更に掘り下げるための時間を持つ必要がある。また、教職員が問題に対して策を講じた結果、児童生徒がどのように変容したのかを考察する必要があるため、調査は年度内に2回行うことが望ましい。

事業分析シート

施策名	安全・安心な学校づくり
------------	-------------

事業名 **がんに関する教育** (単位:千円)

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が、健康教育の一環として、がんの仕組みやがん予防に関する正しい知識等を学ぶ機会を設定する。 ・ 正しい食生活、適度な運動の実施等、正しい生活習慣を身に付けられるようにし、生涯にわたって、がんにならない健康な体づくりを推進する。
-----------	--

手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校6年生の保健「病気の予防」、中学校3年生の保健「健康な生活と疾病の予防」学習の中で「がんに関する教育」の教材を活用して指導を行う。 ・ 小学校の場合は担任が、中学校では保健体育の教員が、養護教諭と連携しながら進め、外部の専門家や協力者から積極的に協力を得る。 ・ 校長、副校長などの研修を始め、教員（指導者）の研修を実施した。
-----------	--

	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H25)	0	0	0
決算 (H25)	0	0	0

所要人員 (正規)	0	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H23	終了時期	
根拠法令等	豊島区がん対策推進条例 豊島区がん対策推進計画			法律による義務付け		必要性	

指標	各小・中学校で、教育課程に位置付け、「がんに関する教育」の実施する。
達成度	全校で実施

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率的か コストは適正か	A	平成23・24年度には、教材開発費（小学校6年生用・中学校3年生用）等で4,348千円の経費がかかっているが、うち790千円は他自治体からの視察に対応するためパンフレットを増刷したものである。視察や問合せは100件を超え、先駆的な取り組みが評価されたものと言える。平成25年度からはプレゼンテーション用のDVDを使って、初めての教員でも授業ができるため、専門家を招聘するなど特別な費用をかける必要性がなく経済性が高い。
有効性 施策の目的達成に有効か	A	がんに関する教育は、豊島区がん対策推進条例の趣旨を踏まえ、豊島区教育ビジョン2010の健康教育の推進の一環として全校で行われている。児童・生徒はがんの仕組みやがん予防に関する正しい知識や、生涯にわたってがんにならない健康な体づくりについて学ぶことができる。児童・生徒が学校で学んだことを家庭で話題にすることで、家族で健康や食生活・運動・生活習慣等について話し合う機会が設けられることも期待できる。

事業分析シート

施策名	安全・安心な学校づくり
-----	-------------

事業名 **教育研究校(防災教育)** (単位:千円)

内容	<p>教育ビジョン2010の推進に向けた研究テーマを設定し、教育活動の改善・充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員が研究の方向性を明確にもつこと・成果と課題の明確化 ・中学校における組織的な校内研究の推進 <p>研究主題「地域・関係機関と連携した防災教育」 ～他者や社会の安全に貢献できる資質・能力の向上を目指して～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握に基づく校内研究の推進 <p>(1)災害有事への関心を高め、防災意識の高揚を図る。(防災への知識・理解) (2)防災訓練を通して、災害有事の際に中学生としてできる役割を考えさせ、行動できる生徒を育成する。</p>		
手法	<p>(1)研究成果物の作成・配布 研究成果の概要をまとめた研究成果物(リーフレット等)を教育委員会に提出する。</p> <p>(2)研修会・フォーラム等での成果発表やホームページ等で研究の公表 教育委員会主催の成果報告会や研修会・フォーラム等において、研究経過及び研究成果等について、概要を発表するとともに、ホームページ等で研究の進捗状況を随時公表する。</p> <p>(3)公開授業・研究発表会の実施 平成25年3月9日(土)千川中学校において実施。</p>		
	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H23・24)	400	0	400
決算 (H23・24)	334	0	334

所要人員 (正規)	0.1	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H23	終了時期	H24
根拠法令等	豊島区教育ビジョン2010		法律による 義務付け		必要性		

指標	教職員が研究の方向性を明確にもつこと・成果と課題の明確化
達成度	生徒の防災訓練の参加・災害有事の際に役割を考えて行動できる生徒の育成 (消防総監賞受賞)

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率的か コストは適正か	A	千川中学校の教育研究は、地域・関係機関と連携した防災教育を主題とし、地域の消防団、消防署、区防災課、被災者支援に取り組む団体や被災地の高等学校等多くの関係者と連携して進められてきた。経費は決して多くないが、研究の広がりや生徒が活躍する場を創出するなど活動は大規模なものであり、費用対効果は大きい。
有効性 施策の目的達成に 有効か	A	千川中学校では、中学生の防災意識の高揚と災害有事行動力の育成をテーマに、地域と連帯した防災教育が行われた。災害時に守られる立場であった中学生が、地域防災の担い手になり得るという自覚を得られたこと、地域の消防団員らから直接指導を受け交流できたことなどは、豊島区教育ビジョン2010が目指す安全・安心な学校づくりを大きく飛躍させた内容であり、施策の目的に対し有効である。 他の学校においても東日本大震災以降、避難訓練に真剣に取り組む良き姿勢が明らかになった。例えば事前の予告なしに抜き打ちで訓練を行ったり、保護者の引き取り訓練を実施したり、町会と合同で訓練を行うなど、各学校の工夫により、実践的な内容が取り入れられるようになってきている。

学校視察評価表【千川中学校】

評価の視点	防災教育の取り組み
学校の取り組みの評価	<p>平成23・24年度豊島区教育委員会研究推進校として、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力の向上を目指して、地域・関係機関と連携した防災教育を推進し、25年度においても訓練等を継続しながら、生徒が様々な場面で成果を発表する場を設けるなど取り組みを発展させてきた。</p> <p>生徒の防災意識の高揚を図るとともに、訓練を通じて災害有事の際に地域防災の担い手として行動できる生徒の育成を図り、意識と行動の両面の育成に努めたことが高く評価できる。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災コーディネーターを招いた教職員研修会を実施し、初めに教職員に対して動機づけを行うことで参加意識を高めた。 ・生徒会、部活動を中心に意欲ある生徒を募り訓練班を編成した。 ・地域の消防団や消防署員からD級ポンプ操法の指導を受ける中で、生徒が地域の大人と交流し地域に目を向ける機会を設けた。 ・D級ポンプ操法を習得した生徒に対し地域の消防団からキャップ（帽子）を授与し、生徒の努力を称えるとともにジュニアリーダーとしての自覚を促した。 ・地域の防災訓練への参加、夏休み中の宿泊訓練（D級ポンプ操法・避難所体験）等の体験活動を多く取り入れた。 ・東日本大震災で現地取材した新聞記者による講演会、石巻西高校の生徒との交流活動、生徒代表による被災地訪問等を実施し、被災の実際や生の声を聞く機会を設け、生徒の防災意識を高めた。 ・地域の防災訓練、区主催の防災フォーラム、消防出初め式等でD級ポンプ操法を披露する機会への参加を促し、生徒の活躍の場を拡げた。 ・高校生を中心とした都主催の防災サミットへの参加要請を受け、生徒が自校の取り組みを発表した。
学校の取り組みの課題	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等に参加した意欲ある生徒をリーダーとして、他の生徒へ拡大させていくことが課題である。 ・D級ポンプ操法の習得を通じて災害防御全般に対する意識を高めていく方法を検討しなければならない。 ・千川中学校の良き伝統として今後も継続的に取り組みを進めていくことが重要である。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生は災害に際しこれまで守られる立場であったものが、地域防災の担い手として地域に貢献するという意識に変化してきたという点や、地域と連帯感をもって取り組みを進める重要性について他校にも広め、防災意識の高揚と災害有事の際の行動力の育成に努めていただきたい。 ・なお、災害有事において生徒の消火活動が実施される場合には、生徒の安全確保に万全な配慮をしていただきたい。

総合評価シート

施策名	安全・安心な学校づくりの推進
-----	-----------------------

1 施策の目的・内容

目的	子どもたちの健康や安全が保障され、安心して生き生きと学ぶことができる環境を整える。
内容	学校施設の安全性の向上やセーフティ教室など安全教育の実施はもとより、児童・生徒の心と体の健康推進や災害に対する心構え・災害有事の行動力育成を図り、安全・安心な学校づくりを推進する。

2 施策を構成する事業・学校での具体的展開

教育委員会 実施事業	事業の目的
①hyper-QU	児童・生徒の日常生活の行動を心理検査のデータに基づいて分析し、校内での人間関係づくりに活用する。
②がんに関する教育	健康教育の一環として、がんの仕組みやがん予防に関する正しい知識等を学ばせ、生涯にわたって、がんにならない健康な体づくりを推進する。
③教育研究校（防災教育）	防災に関する知識・理解を深め、災害有事における中学生としての役割を考え行動できる生徒の育成を研究する教育研究校に対し助言・支援する。

学校での具体的展開
<p>①hyper-QU【全校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区立小学校 5・6年生、中学校 全学年を対象に年1回実施 ○各学校で結果分析を実施し、指導や対応方法について校内で共有、研修会で活用
<p>②がんに関する教育【全校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各小・中学校で教育課程に位置付け ○小学校6年生の保健「病気の予防」、中学校3年生の保健「健康な生活と疾病の予防」学習の中で「がんに関する教育」の教材を活用して実施
<p>③防災教育【千川中学校（学校視察対象校）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災について知識・理解を深める学習の設定 ○外部講師による講話 ○D級ポンプ操作訓練、宿泊体験の実施 ○公開授業（石巻西高校からの復興メッセージ）及び研究発表 ○地域等の防災訓練に参加（消防団・消防署・区防災課との連携） ○豊島区防災フォーラムでの発表

3 現状の評価

点検項目	評価	判断理由
有効性の総合評価 十分な効果が上がっているか 事業や取組みの構成は十分か	A 高い	安全・安心に対する関心が高まるなか、社会状況を適切に捉え、学校と教育委員会がよく連携して新たな課題に対応している。これまでに点検・評価したインターナショナルセーフスクール認証取得事業や通学路の安全に関する事業などと合わせ、総合的に安全・安心な学校づくりが図られている。

4 その他の意見

○いじめ問題に対して、平成24年9月に区長と教育長が連名で「人にやさしく、思いやりにあふれるまちにしよう」アピールを発信し、心理検査「hyper-QU」を導入した。さらに今年度中には「いじめ防止対策推進条例」を制定するなど、各学校と緊密に連携していじめ防止の実効性を高める努力を行っていることは高く評価できる。

事業分析シート

施策名	特別な支援を必要とする子どものための施策
------------	----------------------

事業名 **教育相談・就学相談等相談体制の充実** (単位:千円)

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育上の悩みやいじめや不登校等の問題を抱えている子どもとその保護者に対し、相談活動を行い問題の解消及び未然防止を図る。 ・ 発達に課題のある子どもを対象とした就学相談を実施、適切な就学先について助言を行う。 <p>(予算事業：教育相談経費、適応指導教室経費、センター指導員等経費 (一部))</p>
-----------	--

手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床心理士による来所教育相談、電話教育相談の実施 (月～土 9時～5時) ・ 区立幼稚園3園へのスクールカウンセラーの派遣 (週1日ずつ) ・ 登校支援シートを活用した不登校対策 (学校連携相談員の定期学校訪問、不登校対策ケース会議の実施) ・ 就学相談の実施 (月～金 9時～5時)、就学相談委員会の運営 ・ 適応指導教室 (柚子の木教室) 月～金 (9時～4時)
-----------	---

	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H25)	54,323	5,832	48,491
決算 (H25)	53,423	5,700	47,723

所要人員 (正規)	1.19	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H22以前	終了時期	
根拠法令等	学校教育法 学校教育法施行令 学校教育法施行規則			法律による義務付け	あり	必要性	高い

指標	①教育相談 (来所) 取扱件数 (延べ相談件数) ②就学相談申込件数
達成度	①平成25年度目標値 310件 (5,000件)、実績 371件 (6,541件) 達成度 120% (131%) ②平成25年度目標値 150件、実績 188件、達成度 125%

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率的か コストは適正か	A	課題のある子ども一人ひとりの状況を継続的に把握しきめ細かく対応するためには、専門性を有する非常勤の相談員が組織的に密な連携を図りながら重層的に関わっていく必要がある。業務の特性及び現状の相談件数に対し、非常勤の相談員を活用する現在の実施方法は効率的である。
有効性 施策の目的達成に有効か	A	<p>教育相談員やスクールカウンセラーの働きかけで、柚子の木教室に通った生徒が平成25年度に全員高校進学を果たした成果は大きい。</p> <p>教育センターでは相談者に対し担当相談員を定めて継続的に対応していることから、相談者との間に信頼関係が構築され、問題の解決に繋がりやすい体制が組まれている。</p> <p>教育センターが考案した「登校支援シート (個別適応計画書)」は、不登校児童生徒の学校復帰を計画的に進める上で優れたツールであることから、学校はこれを適切に活用しなければならない。また教育センターの相談員やスクールカウンセラーと連携し、欠席がちな児童・生徒については親身に面談を行ったり、家庭訪問の日数を増やすなどして不登校の未然防止に主体的に取り組む努力が必要である。</p> <p>「登校支援シート」に、hyper-QUの調査結果も載せるようにしたほうがよい。</p>

事業分析シート

施策名	特別な支援を必要とする子どものための施策
------------	----------------------

事業名 **スクールソーシャルワーカーの配置** (単位:千円)

内容	不登校等の学校だけでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や学校との協働体制の整備、児童相談所・医療機関等の関係機関との連携を図るなど環境改善を行う。また家庭訪問等を通じて児童・生徒へ支援を行う。
-----------	--

手法	学校長からのスクールソーシャルワーカー派遣申請に基づき、教育センター長がスクールソーシャルワーカーの派遣決定を行う。現在、4人のスクールソーシャルワーカーの登録があり、いずれも社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格を持っている。学校からの派遣申請内容を検討し、そのケースに適任と思われるスクールソーシャルワーカーを選任・派遣し、問題解決を図っている。
-----------	--

	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H25)	4,038	1,974	2,064
決算 (H25)	3,650	1,338	2,313

所要人員 (正規)	0.5	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	平成24年度	終了時期	
根拠法令等	文部科学省実施補助事業「スクールソーシャルワーカー活用事業」			法律による義務付け		必要性	高い

指標	①スクールソーシャルワーカー対応ケース人数 ②スクールソーシャルワーカー申請に対する派遣率
達成度	①平成25年度： 目標値40人 実績値44人 達成度110% ②平成25年度： 目標値100% 実績値100% 達成度100%

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率的か コストは適正か	A	平成24年に事業を開始し、現在は派遣1回あたりの謝礼をスクールソーシャルワーカーに支払っているため係る費用は大きくない。しかし、訪問記録の作成など派遣以外の事務作業に対して補償していないこと、スクールソーシャルワーカーの任務の重要性や守秘義務の観点から、今後実施方法を見直す必要がある。
有効性 施策の目的達成に 有効か	A	学校だけでは解決が困難な事例が増加する中で、スクールソーシャルワーカーの役割は益々重要になってきている。 今後も増大する派遣要請に適切に対応していくためには、豊富な専門知識と経験を有する優秀な人材を確保する必要がある。

事業分析シート

施策名	特別な支援を必要とする子どものための施策
------------	----------------------

事業名 **特別支援教育の充実** (単位:千円)

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区立幼稚園及び小中学校の要請をうけ、在籍する特別な支援を要する子どものアセスメントを行い、指導方法について助言を行う。 ・ 区立幼稚園に在園する特別な支援を要する幼児及びその保護者への支援を行う。 ・ 特別支援教育について、保護者、家庭・地域及び関係者の理解と認識を深める。 <p>(予算事業：特別支援教育事業経費、特別支援学級指導員等関係経費、区立小・中学校教育支援員経費)</p>		
手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育巡回指導員（チームステップ）による巡回指導の実施 ・ 専門家チームの派遣（年24回） ・ 区立幼稚園児を対象としたうきうきグループ（ソーシャルスキルトレーニング）の実施 ・ 特別支援学級連合行事「まとめ展」の実施 ・ 特別支援教育夏季講演会（保護者向け、教員向け）の開催 ・ 特別支援学級指導員の学校配置 ・ 教育支援員の学校配置 		
	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H25)	72,686	3,929	68,757
決算 (H25)	71,129	3,836	67,293

所要人員 (正規)	0.9	所要人員 (非常勤)	4.0	開始時期		終了時期	
根拠法令等	学校教育法 学校教育法施行令 学校教育法施行規則			法律による義務付け		必要性	高い

指標	①専門家チームの派遣回数 ②巡回指導 申請件数		
達成度	①平成25年度目標値 24回、実績 24回、達成度 100% ②平成25年度目標値 150件、実績 152件、達成度 101%		

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率的か コストは適正か	A	就学時から義務教育修了までの特別な支援を要する子どものアセスメントを行い、教職員に対する指導方法や対応方法の助言、子どもと保護者に対する支援を教育センターで一元的に行う実施方法及び専門的な知識を有する非常勤職員による学校への巡回指導や専門家チームの派遣は効率的である。
有効性 施策の目的達成に有効か	A	特別な支援を要する子どもの数は年々増加し、特性も多様化している。教育センターが算出した支援率は小学校で59%、中学校で31%であり支援が十分でないことが示されている。教員研修を充実し指導力を向上させることと合わせて、特別支援学級の増設、教育支援員の配置拡大なども検討する必要がある。

事業分析シート

施策名	特別な支援を必要とする子どものための施策
------------	----------------------

事業名 **外国籍、帰国児童生徒への支援事業** (単位:千円)

内容	日本語の理解が十分でない外国籍及び帰国の児童生徒（概ね来日6か月以内の者）に対し、学校生活に適応できるよう、日本語の指導や通訳の配置を行う。 (予算事業：日本語指導教室経費、日本語初期指導事業経費、センター指導員等経費（一部）)		
手法	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センター内の日本語指導教室に通級させ、学校生活に支障をきたさない程度の言語能力が身につくまで（最長1年）日本語学習を行う。 ・学校の授業現場に通訳を配置する。1児童等あたり32時間を限度に、また保護者に対し2時間を限度に配置する。 		
	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H25)	9,137	708	8,429
決算 (H25)	8,199	686	7,513

所要人員 (正規)	0.45	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H22以前	終了時期	
根拠法令等				法律による義務付け		必要性	高い

指標	①日本語指導教室の児童生徒数 ②通訳派遣の児童生徒数		
達成度	①平成25年度： 目標値30人	実績値34人	達成度113%
	②平成25年度： 目標値42人	実績値41人	達成度 98%

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率的か コストは適正か	A	外国籍等児童・生徒の就学の増加に伴い、日本語指導教室への通級希望者や通訳の派遣要請は増加している。教育センターの日本語指導教室での学習を中心にしながらも一人では通級できない児童のいる学校には通訳を派遣するなど限られた予算を有効に活用しながらきめ細かな対応を行っている。
有効性 施策の目的達成に 有効か	A	日本語指導により外国籍等の子どもたちは学校生活に早く馴染めるようになっていくことは成果であり、これを維持していただきたい。 日本語を話せない外国籍の保護者に対しては、学校教育上の必要な場面では教育センターが通訳を派遣しているが、日常生活においても言葉の支援などのサポートが充実することで、トラブル等を回避することが期待できる。

総合評価シート

施策名	特別な支援を必要とする子どものための施策
-----	-----------------------------

1 施策の目的・内容

目的	特別な支援を必要とする子どもの教育的ニーズに的確に対応し、個に応じた適切な指導を行うための支援を実施する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○相談業務 <ul style="list-style-type: none"> ・養育上の悩みやいじめや不登校等の問題を抱えている子どもとその保護者に対し、相談活動を行い問題の解消及び未然防止を図る。 ・発達に課題のある子どもを対象とした就学相談を実施、適切な就学先について助言を行う。 ○不登校等に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・区立小中学校の要請を受け、SSWを派遣し、家庭や学校との協働体制の整備、児童相談所・医療機関等の関係機関との連携を図るなど環境改善を行う。 ・家庭訪問等を通じて児童・生徒へ支援を行う。 ○特別支援教育に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・区立幼稚園及び小中学校の要請をうけ、子どものアセスメントを行い、指導方法について助言を行う。 ・区立幼稚園に在園する特別な支援を要する幼児及びその保護者への支援を行う。 ・特別支援教育について、保護者、家庭・地域及び関係者の理解と認識を深める。 ○日本語に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語の理解が十分でない外国籍及び帰国の児童生徒に対し、日本語の指導や通訳の配置を行う。

2 施策を構成する事業・学校での具体的展開

教育委員会 実施事業	事業の目的
①教育相談・就学相談等相談体制の充実	子どもや保護者の様々に悩みに対し相談活動を行い、問題の解消及び未然防止を図る。また発達に課題のある子どもの適切な就学先について助言を行う。
②スクールソーシャルワーカーの配置	学校だけでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒やその家庭の問題解決を図る。
③特別支援教育の充実	発達に課題のある子どものアセスメントを行うとともに、指導改善に向けての支援体制の充実を図る。
④外国語、帰国児童生徒への支援事業	日本語の理解が十分でない外国籍及び帰国の児童生徒が学校生活に適應できるよう支援を行う。

学校での具体的展開

- ①教育相談・就学相談
 - 担任を中心として子どもや保護者の悩みを受け止める体制づくり
 - 教育相談の活用奨励
 - 就学相談委員会への参加
- ②不登校対策
 - 登校支援シートの作成
 - 不登校対策会議の活用
 - スクールソーシャルワーカーの配置
- ③特別支援学級の運営及び通常の学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒の個に応じた指導の充実
 - 特別支援コーディネーターや校内委員会の活用
 - 個別の教育支援計画の作成・活用
 - 巡回指導員の活用
 - 教員及び保護者向け講演会への参加促進
 - 教育支援員の活用
- ④日本語支援
 - 子どもや保護者との面談の実施
 - 日本語指導教室との連携
 - 通訳を活用した授業や保護者面談の実施

3 現状の評価

点検項目	評価	判断理由
有効性の総合評価 十分な効果が上がっているか 事業や取組みの構成は十分か	A 高い	特別な支援を要する子どもの増加と支援の内容の多様化・複雑化などにより常に新たな課題が発生しているが、現状では支援のための諸事業が適切に連携することで課題の改善・解消を図る仕組みが構築されている。

4 その他の意見

○東京都特別支援教育第三次計画の推進計画に基づき、平成28年度に小学校に導入される特別支援教室の設置に向けて着実に準備を進めていただきたい。

事業分析シート

学校施設環境改善交付金交付事業

目白小学校改築事業

(単位:千円)

内容	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等に基づき補助金収入を得ながら、教育環境・防災機能・環境性能の向上のため、目白小学校改築を実施する。		
	事業費	特定財源	一般財源
25予算	870,020	865,920 (うち環境改善交付金43,184)	4,100
25決算	635,431	407,316 (うち環境改善交付金68,476)	228,115

所要人員 (正規)	0.5	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	平成24年度	終了時期	平成26年度
根拠法令等	学校施設環境改善交付金交付要綱			法律による 義務付け	なし	必要性	あり

指標	学校の教育環境・防災機能・環境性能の向上
達成度	<p>目白小学校改築事業については、国の補助金（学校施設環境改善交付金）を充当し次の施設整備を実施した。</p> <p>【教育環境の整備】 ○老朽化した学校の建物の建替えを行った。新校舎は要度係数1.25（災害時の避難所として必要な耐震性能で大地震があった際に小さな損傷にとどめることができる）で設計されており、安全性が向上している。 ○グラウンドの老朽化が解消された。またゴムチップ舗装に熱交換塗料を施すことにより夏季の運動環境が向上した。 ○プールの老朽化が解消され、塗装の剥がれ、給排水の不具合や濾過機の故障の恐れがなくなった。また、温水シャワー等を整備することにより衛生面が向上した。 ○給食室改築により空調設備等が完備されたため調理環境・衛生環境が向上した。</p> <p>【防災機能の向上】 ○非常用発電設備の設置、マンホールレの整備（8基）、ソーラライトの設置、備蓄倉庫・防災井戸の改修により災害時の避難所としての機能が向上した。</p> <p>【環境性能の向上】 ○太陽光発電設備・太陽熱給湯設備、屋上緑化・壁面緑化・ビオトープの整備を行った。</p>

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率的か コストは適正か	A	老朽化した目白小学校の改築に学校施設環境改善交付金を活用して区一般財源の負担を軽減し、安全性や衛生面、防災機能、環境性能(エコスクール)に配慮した改築を行った。
有効性 学校施設環境の機能が向上したか	A	学校施設の改築により児童の安全性が確保された。また最新の設備は多様な学習形態を可能とすることから、児童のさらなる学習意欲の向上と教育活動の活性化が期待される。

事業分析シート

学校施設環境改善交付金交付事業 **小学校大規模環境事業・中学校大規模環境事業** (単位:千円)

内容	学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき補助金収入を得ながら、教育環境の充実及び質的向上のため学校改修を実施する。		
\	事業費	特定財源	一般財源
25予算 (24繰越明許)	927, 180	927, 180 (うち環境改善交付金53, 005)	0
25決算	992, 603	988, 138 (うち環境改善交付金114, 541)	4, 465

所要人員 (正規)	0.5	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	平成24年度	終了時期	平成25年度
根拠法令等	学校施設環境改善交付金交付要綱			法律による 義務付け	なし	必要性	あり

指標	学校の教育環境の充実と質の向上
達成度	<p>小学校大規模環境事業・中学校大規模環境事業のうち、国の補助金（学校施設環境改善交付金）を充当し次の施設整備を実施した。</p> <p>【教育環境の質の向上】 ○清和小、西巣鴨小、巣鴨小、豊成小、高南小、椎名町小、千早小、要小のトイレは老朽化が進んでおり、ドライ方式・洋式便器に改修を行った。改修により臭いや雑菌の繁殖が抑制され、使用面や衛生面で環境が向上した。また、人感センサー照明や節水型便器等を使用することにより、環境性能も向上している。 ○巣鴨小、西巣鴨小、豊成小、池袋第一小、富士見台小、千早小、駒込中の教室・管理諸室等の空調設備の改修・新規設置を行うことにより老朽化が解消され、また室内を快適な温度にすることができるようになり、教育環境が向上した。</p> <p>【教育環境の充実】 ○朋有小、千川中のグラウンド舗装の劣化が深刻であり、校庭改修を行った。舗装が改善されることにより排水性やクッション性能が向上し教育環境が改善された。</p>

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率的か コストは適正か	A	トイレ・空調・グラウンドの改修に学校施設環境改善交付金を活用して区一般財源の負担を軽減し、学校施設の衛生面・快適性・安全性を改善し教育環境を向上させた。
有効性 学校施設環境の機能が向上したか	A	学校施設環境改善交付金の積極的な活用により教育環境が向上したことで、児童・生徒が快適に学習できるようになった。トイレ改修は学校からの要望も高いことから、今後も計画的に施工できるよう努力されたい。

教育に関する事務の点検・評価実施要綱

平成20年6月10日

教育長決定

改正 平成24年6月4日

改正 平成25年6月27日

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成19年法律第97号）の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「点検・評価」とは、外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、教育施策の推進に資することをいう。

(目的及び目標の設定)

第3条 課長は、毎年度ごとに課の組織の中期的方針に基づき、事務事業を取りまとめ、指標等を用いて当該方針に連なる目標を設定するものとする。

(点検・評価)

第4条 前条の規定により設定した目標の達成度及び施策の進捗状況について、点検・評価を行うものとする。

2 前項に規定する点検・評価の観点とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 効率性（実施方法とコストの視点）

(2) 有効性（設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与）

(点検・評価結果の活用)

第5条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において活用し、適切な措置を講ずるものとする。

(結果の公表)

第6条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

平成20年6月10日
教育長決定

改正 平成22年6月23日

(設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1)教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2)その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1)学識経験者 1人
- (2)学校経営経験者 1人
- (3)区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

平成26年度
教育に関する事務の点検・評価報告書

平成26年9月発行

発行・編集

豊島区教育委員会
豊島区東池袋 1-18-1
電話 03-3981-1141